しかしながら、行事及び研究者等の交流について、コロナ禍前どおりの再開に至らなかったこともあったため、利用者が想定よりも少なく、当該施設の稼働率が低下しているので、減損の兆候があるものと判断した。

・　Ｇ棟（体育館）

当該施設は本学学生や貸付により外部の一般の方が利用しているが、利用者数が想定した年間利用者数と比較して減少し、当該施設の稼働率が著しく低下しているため、減損の兆候があるものと判断した。

⑶　「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準注解」「第４　減損の認識」２に掲げる要件を満たしている根拠

・　土地（高岡キャンパス）

当該土地は地価の下落割合が50％を上回っているが、回収可能サービス価額が帳簿価額を上回っていることから、減損を認識していない。

・　土地（旧農場実習地）

当該土地は遊休状態となっているが、回収可能サービス価額が帳簿価額を上回っていることから、減損を認識していない。

・　職員宿舎３号棟

当該宿舎は遊休状態となっているが、令和６年度末時点において、今後の使用計画を決定しておらず、今後も使用する可能性があることから、減損を認識していない。

・　西田地方宿舎Ｂ１棟

当該宿舎は現在、稼働率・入居率が低下しているが、令和３年度に施設全体の改修を行い、また、保守管理も恒常的に行っており、継続的な使用を想定していることから、減損を認識していない。

・　職員会館（杉谷）

当該施設は現在、稼働率が低下しているが、令和６年度の稼働率は令和５年度と比べて回復しており、また、保守管理も恒常的に実施し、継続的な使用を想定していることから、減損を認識していない。

・　Ｇ棟（体育館）

当該施設は現在、稼働率が低下しているが、保守管理も恒常的に行っており、継続的な使用を想定していることから、減損を認識していない。

翌事業年度以降の特定日以後使用しないと決定した固定資産

⑴　使用しないという決定を行った固定資産の用途、種類、場所等の概要

用　途	種　類	場　所	使用しなくなる日
福利厚生用	建物及び構築物	職員宿舎１号棟 （富山県射水市太閤山２－２－２）	令和９年３月31日の翌日
福利厚生用	建物及び構築物	職員宿舎２号棟 （富山県射水市太閤山２－２－２）	令和９年３月31日の翌日
福利厚生用	建物及び構築物	職員宿舎４号棟 （富山県射水市太閤山２－１－２）	令和10年３月31日の翌日
福利厚生用	建物	西田地方宿舎㈵１号棟 （富山県富山市西田地方町２丁目10番39）	令和11年３月31日の翌日
福利厚生用	建物及び構築物	五福宿舎１号棟 （富山県富山市五福2556番地４）	令和11年３月31日の翌日
福利厚生用	建物及び構築物	五福宿舎２号棟 （富山県富山市五福2556番地４）	令和11年３月31日の翌日
福利厚生用	建物及び構築物	五福宿舎３号棟 （富山県富山市五福2556番地４）	令和11年３月31日の翌日
福利厚生用	建物及び構築物	職員宿舎５号棟 （富山県射水市南太閤山２丁目２番地２）	令和11年３月31日の翌日

⑵　使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額（令和６年度期末時点）　（単位：円）

場　所	種　類	帳簿価額	回収可能サービス価額
職員宿舎１号棟	建物	2,962,044	—
	構築物	2	—
職員宿舎２号棟	建物	2,753,044	—
	構築物	2	—
職員宿舎４号棟	建物	7,378,818	—
	構築物	1,808,380	—
西田地方宿舎㈵１号棟	建物	6,039,917	—
五福宿舎１号棟	建物	5	—
	構築物	78,229	—
五福宿舎２号棟	建物	5	—
	構築物	1	—
五福宿舎３号棟	建物	24,206,260	—
	構築物	999,781	—
職員宿舎５号棟	建物	15,110,840	—
	構築物	173,966	—

※当該資産の用途廃止後の具体的な用途の確定等は翌事業年度以降に行われるため、令和７年３月31日現在において、宿舎としての用途が廃止された後の使用が想定されていない部分の割合を算出・評価することが困難である。このため、将来使用しなくなる日における回収可能サービス価額及び減損の見込み額については、評価不能と判断した。

⑶　使用しないという決定を行った経緯及び理由

・　職員宿舎１号棟、職員宿舎２号棟、職員宿舎４号棟

当該宿舎は、稼働率・入居率の低下及び著しい老朽化のため、平成30年10月１日の施設マネジメント委員会及び令和元年５月14日の役員会において、職員宿舎としての用途を廃止することを決定した。

・　西田地方宿舎㈵１号棟、五福宿舎１号棟、五福宿舎２号棟、五福宿舎３号棟、職員宿舎５号棟

当該宿舎は、稼働率・入居率の低下及び著しい老朽化のため、令和５年12月20日の施設マネジメント委員会及び令和６年２月13日の役員会において、職員宿舎としての用途を廃止することを決定した。